

**わくわくサポート三鷹の**  
働きたい方応援セミナー  
求職活動支援セミナー〜頑  
張るあなたを応援します〜  
求職活動の心構えから、履  
歴書・職務経歴書の書き方や  
面接試験でのノウハウを指導し  
ます。ごなたでもお気軽に。

11月24日(金)午後1時30分  
4時、産業プラザ地下1階で  
講師はキャリアアカウンセラー  
の市川信一さん。

11月28日(火)午後1時15分  
4時、井口コミュニケーションセン  
ターで、講師はキャリア設計  
M21代表でキャリアアカウンセ  
ラーの向井恒夫さん。  
いずれも事前に氏名・住  
所・年齢・電話番号(連絡先)  
をわくわくサポート三鷹 ☎  
45 8645・FAX 864  
6・wakuwaku@mitaka.

11月18日(土)午後10時〜午後  
11時(受付は4時ま  
で)、産業プラザ情報森で  
無料職業相談を行っています。  
51へ。  
車の方は市役所の駐車場  
(有料)をご利用ください。  
出店者はすでに決定済み  
です。  
5 ↓消費生活係 ☎内線254



11月25日(土)午前10時〜午後  
2時30分、市役所中庭で。小  
雨の場合は中止します。  
26日  
が雨の場合は中止します。  
当日、直接会場へ。開催の  
有無の問い合わせは当日午前  
7時以降に市役所 ☎45 11

12月9日(土)午後1時30分  
3時30分、調布市文化会館た  
つくり(京王線調布駅南口徒  
歩5分)で、講師は漫画家・  
エッセイストの赤星たみこさ  
ん。合成洗剤をやめ、せっけ  
んだけの生活を送っている赤  
星さんに、環境にやさしい生  
活の秘訣(ひけつ)を伺いま  
す。  
11月20日(月)から消費生活係  
☎43 7874へ申し込む。

12月9日(土)午後1時30分  
3時30分、調布市文化会館た  
つくり(京王線調布駅南口徒  
歩5分)で、講師は漫画家・  
エッセイストの赤星たみこさ  
ん。合成洗剤をやめ、せっけ  
んだけの生活を送っている赤  
星さんに、環境にやさしい生  
活の秘訣(ひけつ)を伺いま  
す。  
11月20日(月)から消費生活係  
☎43 7874へ申し込む。

12月9日(土)午後1時30分  
3時30分、同校体育館で。講  
師はPick&Lipsサック  
ス奏者のフクムラサトシさ  
ん。  
いずれも事前に生涯学習課  
☎内線3316へ申し込む。  
上履をこ持ち参りた  
さい。

12月1日(金)から  
三鷹の森ジブリ美術館で  
は、多くの市民のみならず  
美術館を楽しんでいただくた  
め、三鷹市民特別枠を設けて  
います。インターネットショ  
ッピングモール「みたがキ  
ャー」  
http://www.mita  
kane.jp/でも購入できるよ  
うになりました。ご利用く  
ださい。

12月1日(金)販売開始分  
平成19年1・2・3月の冬  
季休館日(平成19年1月1  
日・2日)と休館日(毎週火  
曜日)を除く毎日、午前券と  
午後券を各50枚、合計100枚  
(先着順)。  
料金  
大人1千円、中学生700円  
小学生400円、幼児(4歳以  
上)100円  
購入枚数  
1人1回6枚まで。  
市民特別枠対象者  
三鷹市に住民登録または外  
国人登録している方(住民票  
免許証、保険証、外国人登録  
証明書などで証明できる方)。  
市内に在勤・在学の方(社  
員証、在勤証明書、学生証な  
どで証明できる方)。  
販売時間  
午前10時〜午後6時(土・  
日曜日、祝日も販売)  
12月1日の発売初日は混  
雑が予想されますので、お待  
ちいただく場合があります。  
販売場所  
産業プラザ(下連雀3  
4) MY SHOP  
☎(株)まちづくり三鷹 ☎40  
9669

# 消費者相談

## 窓口から

220  
消費者相談窓口  
☎47-9042

相談  
町を歩いていると、「モチ  
ルにならないか」と声をか  
けられ事務所に行った。事  
務所では審査に必要と言わ  
れ、書類に記入し、写真と  
ビデオを撮った。翌日「合  
格」と電話があったので、  
再び事務所に行く。宣伝  
のための写真撮影費用が12  
万円かかると言われ驚い  
た。学生でとても支払える  
額ではないと思ったが、説  
得され結局契約してしまっ  
た。翌日、撮影はやめたい  
と連絡すると、契約書とお

### 未成年者が行った 契約の取り消し

未成年者が行った契約の取り消し  
ら未成年者契約の取り消し  
について説明し、その後、  
請求は止まりました。  
アドバイス  
一度契約を結ぶと、当事  
者は約束を守らなければな  
りません。しかし、未成年  
者は一般的に成人と比べて  
知識や経験が不足している  
ため、判断能力が十分でないた  
め、ひとりでは契約すると不  
利益を被る危険がありま  
す。そこで法律は、未成年者  
を保護するために「未成年  
者が法定代理人の同意を得  
ないでした契約行為は、取  
り消すことができる」と規  
定しています。  
未成年者とは、20歳未滿  
で婚姻の経験がない者のこ  
とを言います。契約が取り  
消されると契約はなかった  
ことになり、受領した代  
金は返還し、支払った代  
金は返還してもらいます。  
たとえ商品を使用、消費し  
ていても利益が残っている  
範囲で返還すれば足りま  
す。  
ただし、お小遣いや仕送  
りなど親が処分を許した財  
産、あるいは親に許可され  
た営業に関する契約を行な  
う場合、未成年者を理由と  
する契約の取り消しはでき  
ません。未成年者が詐術を  
用いた場合も同様です。  
(三鷹市消費者相談員)

11月24日(金)午後1時30分  
3時30分、同校音楽室で。講  
師は栄養心理カウンセラーの  
河崎久子さん。  
中原小「今からでも遅くな  
い」子どもは有能であるこ  
とをわかる、信じる  
11月25日(土)午前10時〜正  
午、同校音楽室で。講師は同  
校校長ほか。  
一中、中学生に必要なこと、  
親に必要なこと  
11月25日(土)午前10時〜正  
午、同校教室で。講師は同

11月25日(土)午前10時〜正  
午、同校教室で。講師は同